環境配慮指針

はじめに

札幌市では、環境に著しい影響を与えるおそれのある事業を行う前に、事業者自ら が環境への影響について調査、予測、評価を行い、その結果に基づき環境保全対策を 事業計画に反映させ、環境の悪化を未然に防止することを目的に環境影響評価条例 (以下「条例」という。)を平成11年12月に制定した。

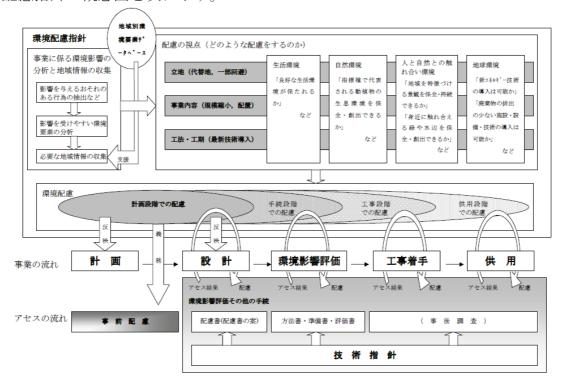
事業者は、事業の計画から工事、供用に至るまで常に環境の保全について配慮する ことが必要であるが、特に、環境影響評価の手続きに先立ち、**事業の計画を組み立て** る過程において、工事、供用段階までを念頭においた環境配慮を行うことが大切であ る。

このような観点から、**事前配慮**に重きをおき、事業の計画段階からの配慮すべき事 項についての環境配慮指針(以下「配慮指針」という。)を条例に基づき策定した。

また、配慮指針では、配慮の内容を事業要素及び環境要素の2つの視点から示して おり、事業者には、この配慮指針を基本に置き、さらに**独自の視点を加えた創意工夫** により、実効ある事前配慮を行うよう力を注いでいただきたい。

また、条例の手続において配慮書の案及び配慮書に関する手続事項が追加されたこ とから、事前配慮の考え方は環境影響評価その他の手続に先立つ理念としてますます 重要となることを再認識していただきたい。

なお、配慮指針の対象となる者は、本条例の対象として環境影響評価その他の手続 を実施しようとする事業者であるが、それ以外の事業者であっても、事業の特性等を 考慮して、可能な限りこの配慮指針を活用し、環境の保全に貢献していただきたい。 配慮指針の概念図を次に示す。



環境配慮指針概念図

1 環境配慮の手順

環境配慮は以下の手順で行う。

- (1) 事業に係る環境影響の分析と地域情報の収集
 - ア 実施しようとする事業について次の点を抽出、整理する。
 - ・環境に影響を与えるおそれのある行為は何か。
 - 例) 大規模な切盛土工、大量の地下水汲み上げ、樹木の大量伐採など ・いつ、どこで行うのか。
 - イ アで整理した内容から、影響を受けやすい環境要素を分析する。
 - ウ イで分析した環境要素について、事業計画地及びその周辺地域での関連情報 を収集する。収集方法は、本市が整備している地域別環境要素データベースや 他の既存資料、あるいは必要に応じて現地調査を実施するなどによって行う。 表1に収集が必要と考えられる地域情報の例を示す。

生活環境	・大気質、騒音、水質などの状況	
	・規制の状況	など
自然環境	・地形、地質の状況	
	・動植物の分布状況	など
人と自然との触れ合い環境	・景観の概況	
	・人と自然との触れ合い活動の場の概況	
		など

表1 地域情報の例

(2)環境配慮

後述する「2 配慮の視点」等を踏まえ「3 配慮の内容」により、実施しよ うとする事業について自己診断をしたうえで、検討が必要な「配慮の内容」につ いて整理する。

(3)事業計画への反映

(2)で整理した「配慮の内容」について最適かつ実行可能な環境保全の措置等を検討し、事業計画に反映させる。

2 配慮の視点

きめ細かい環境配慮を行うためには、事業の特徴や配慮すべき環境要素など多角的 に考える必要がある。配慮指針では「事業要素に係る視点」及び「環境要素に係る視 点」の2つの視点から配慮を行うこととする。それぞれの視点を以下に示す。

(1) 事業要素に係る視点

配慮指針における事業要素は、「立地」、「事業内容」、「工法・工期」の3つの 要素とする。

ア 立地

 事業計画地は、予定事業が与える環境への影響を勘案したとき妥当な選定か
 事業計画地で環境への配慮が必要な区域について、その区域の保全ができるか
 事業計画地において損なわれる環境と同様の質、量の環境を他の場所に創出で きるか

イ 事業内容

- ・事業規模は計画地の現状環境において容認される範囲か
- ・施設の配置計画は妥当か
- ・施設、設備計画に最新技術を導入できるか

など

ウ エ法・エ期

・最新技術の導入は可能か
 ・工事のスケジュールは周囲の環境への影響を最小限にするものとなっているかなど

(2) 環境要素に係る視点

配慮指針における環境の構成要素は、札幌市環境基本条例第7条各号に掲げる ものを対象とし、「生活環境」、「自然環境」、「人と自然との触れ合い環境」、「地 球環境」の4つに分類する。

ア 生活環境

大気質、騒音、振動、水質等いわゆる公害関連項目に関する配慮を行う。これ らの項目に関する配慮は、人の健康の保護及び生活環境の保全を意味する。 以上のことから配慮の視点を次のとおりとする。

・良好な生活環境が保たれるかなど

イ 自然環境

多種多様な自然環境への配慮を効果的に行うため、自然環境を分類し、そこに 生息しうる代表的な動植物を表2の例を参考に「指標種」として選定し、これら 指標種の生息環境に対して配慮を行うこととする。

指標種に着目した配慮を行うことにより、指標種が存在していなくても指標種に代表される自然環境の保全、創出を行うことが期待できる。

以上のことから、自然環境に関する配慮の視点は次のとおりとする。

・指標種で代表される動植物の生息環境を保全、創出できるか

42	12
12	2

自然環境の分類	指標種
大規模な樹林	ヒグマなど
小規模な樹林	エゾリス、キビタキなど
草地	カッコウなど
市街地の小緑地	アカゲラなど
河川	サクラマス、イバラトミヨなど
沢	エゾサンショウウオ、ヘイケボタル、ニホン
	ザリガニ、オニヤンマなど
池、沼	マガモ、ニホンアマガエルなど
湿地	ミズバショウなど

表2 自然環境の分類及び指標種の例

※自然環境は、地形や植生などの観点から分類した。

指標種としては、その生息環境についての知見が広く得られており、配慮 内容が具体性のあるものとして例示できるものや、環境教育・学習などに も活用できるよう、児童にも知名度の高い種を中心に選定した。

ウ 人と自然との触れ合い環境

景観及び人と自然との触れ合い活動の場に関して配慮を行う。

景観については「眺望点(不特定多数の人が利用する眺望場所)」、「景観資源(地 域を特徴づける景観特性)」、「眺望景観(眺望点から眺望する景観)」を主要な要素 とする。

景観は、見る側と見る対象との相互関係によって成立し、「眺望点(見る側)」や 「景観資源(見る対象)」の直接的な改変、さらに障害物の発生による「眺望景観」 の変化等により影響を受ける。

表3に眺望点及び景観資源の具体的な例を示す。

触れ合い活動の場としては、野外レクリエーションの場として整備された場所に 加え、地域住民が日常的に利用する緑や水辺など自然との触れ合いの場を広く対象 とする。

表4にその具体的な例を示す。

それぞれの項目についての配慮の視点は次のとおりとする。

・地域を特徴づける景観を保全できるか	
・自然風景や街並みとの調和を保全、創出できるか	
・身近に触れ合える緑や水辺を保全、創出できるか	など

表3 眺望点及び景観資源の例

	・展望台の施設整備がなされた場所
眺望点	・ハイキングコースなどの野外活動の場で眺望の良い場所
11111111111111111111111111111111111111	・主要な道路、鉄道等で眺望の良い場所
	・地域住民が慣れ親しんでいる眺望の良い場所
	・山、河川、樹林その他の恵まれた自然景観資源
景観資源	・地域の景観を特徴づける森林、樹木、農地、植生など
	・周辺の自然景観と一体をなす建造物、街並みなど

表4 触れ合い活動の場の例

 ・ハイキング、キャンプ、釣り、花見などを行う場所 ・自然と関わりの深い祭りなどの開催場所 ・近隣の子供達が昆虫採集や花摘みなどをする場所 ・植物、鳥、昆虫、地形、地質などの観察の場所
・山菜採りやきのこ採りなどを楽しむ場所

エ 地球環境

温暖化及び廃棄物に関して配慮を行う。

温暖化については、温室効果ガスの発生抑制の視点から、廃棄物については、 廃棄物の排出抑制及びリサイクルの視点から環境配慮を行う。それぞれの項目に ついての配慮の視点は次のとおりとする。

・エネルギー効率の高い施設、設備、技術の導入は可能か
 ・新エネルギー技術の導入は可能か

・廃棄物の排出の少ない施設、設備、技術の導入は可能か

・再生品をできるだけ多く利用できるか

など